（経過措置）

第二条　第二条第一項の規定による申出をしようとする限定機関は、この規則の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、個人情報保護委員会に申し出ることができる。この場合において、その申出をした限定機関は、施行日において同項の規定による申出をしたものとみなす。

2　個人情報保護委員会は、前項の規定による申出があった場合には、施行日前においても、第二条第二項から第四項までの例により、必要な手続を行うことができる。